

※ ここで紹介する事例は、申立人のプライバシー保護の観点から、相談・紛争解決センターで受理した実際の事実をもとにその本質を損なわない範囲で要約したものを掲載しています。

事例1

類型	債務不存在確認請求	受理日	平成22年11月10日
申立人	資金需要者	終了日	平成23年5月10日
相手方	貸金業者	聴聞回数	2回
紛争の概要	<p>契約の一方当事者及びその保証人である相手方とつなぎ融資の契約を締結した申立会社及びその保証人である申立人は、つなぎ融資を契約する際、相手方から、借主名義を個人から法人に変更することを条件とされたものであるが、借主名義の変更を理由に、借換融資を受ける予定であった金融機関から融資を受けることができず、つなぎ融資を弁済できなかつたことから、相手方の債務不履行ないし契約締結上の過失を主張して、当事者同士では解決を図ることができなかつた。</p>		
紛争解決の状況	<p>【紛争解決手続の目的である請求と同一の請求につき判決確定】 本件と同じ請求に関する係属中の訴訟が確定したことを受け、相手方より、紛争解決等業務に関する規則91条1項2号に基づく上申があつたため、紛争解決委員が本件を終了させた。</p>		

事例2

類型	過払金返還請求	受理日	平成22年12月2日
申立人	資金需要者	終了日	平成23年4月20日
相手方	貸金業者	聴聞回数	3回
紛争の概要	<p>申立人は、相手方に対し、取引履歴に基づいた取引を利息制限法により引き直した計算後の過払金の金額及び法定利率による遅延損害金の満額の支払を請求したが、相手方と折り合わず当事者間での解決が困難となつた。</p>		
紛争解決の状況	<p>【和解成立】 紛争解決委員が過払金返還額についての和解案を提示して受諾勧告し、当事者双方が受諾した。</p>		

事例3

類型	債務不存在確認請求	受理日	平成23年4月12日
申立人	資金需要者	終了日	平成23年4月26日
相手方	貸金業者	聴聞回数	0回
紛争の概要	<p>申立人は、金銭消費貸借上の取引のあつた相手方から、法律が変わつたと言われて割賦販売契約を取り交わし、動産を渡されたうえに、相手方から紹介された店でその動産を買い取られ、代金の7~8割程度の現金を渡され、領収書に署名するという取引を繰り返し、その都度、従前の金銭消費貸借契約の時と同じ方法で返済して、残債務がないのに、相手方から債務が残っていると請求されていて、当事者間での解決が困難となつた。</p>		
紛争解決の状況	<p>【相手方の貸金業廃業】 相手方が申立書を受領した後、貸金業を廃業したことを受けて、紛争解決委員は、紛争解決等業務に関する規則76条1項1号の準用により本件を終了させ、協力の要請に移行する旨を決定をした。</p>		

事例4

類型	損害賠償請求	受理日	平成23年4月25日
申立人	資金需要者	終了日	平成23年9月21日
相手方	貸金業者	聴聞回数	2回
紛争の概要	<p>申立人は、契約の一方当事者から不動産の購入資金の融資を受ける契約を締結し、当該融資につき相手方と保証委託契約を結んだ。また、申立人は、相手方が指定する建築業者と自社ビルの建築請負契約を結び、相手方がそれを保証すること並びに上記契約の一方当事者が建築代金相当額の融資をすることを相手方が約束するという内容の、申立人、相手方、建築業者による三者間合意を取り交わした。さらに、申立人は、上記不動産に相手方を権利者とする根抵当権を設定した。しかし、上記契約の一方当事者は、建築代金相当額を融資せず、申立人は、相手方が上記不動産の根抵当権を抹消しないことから金融機関の融資も受けられず、自社ビルの請負代金を支払うことができなくなつたので、相手方が代位弁済をしたうえで上記合意に基づいて自社ビルの所有権を主張したことから、申立人は、自社ビルにつき賃貸借契約を締結していたテナントからの得べかりし賃料を得ることができなくなり、当事者同士では解決を図ることができなかつた。</p>		

紛争解決の状況	<p>【取下げ】</p> <p>相手方を原告、申立人を被告とする自社ビルの所有権確認訴訟が裁判所に係属しているところ、同訴訟につき、申立人が本件とほぼ同一内容の反訴を提起していることが判明したことから、紛争解決委員は、聴聞期日において、当事者双方から裁判の進捗状況を聴取し、裁判手続の中で和解が試みられていたが和解成立に至らないことを受け、紛争解決手続において和解成立の見込みが薄いことを申し述べ、申立人は取下げをした。</p>
---------	--

事例5

類型	過払金返還請求	受理日	平成23年10月20日
申立人	資金需要者	終了日	平成24年3月6日
相手方	貸金業者	聴聞回数	4回
紛争の概要	<p>申立人は、相手方に対し、取引履歴に基づいた取引を利息制限法により引き直した計算後の過払金の金額及び法定利率による遅延損害金の満額の支払を請求したが、相手方と折り合わず当事者間での解決が困難となった。</p>		
紛争解決の状況	<p>【和解成立】</p> <p>紛争解決委員が過払金返還額についての和解案を提示して受諾勧告し、当事者双方が受諾した。</p>		

事例6

類型	帳簿の開示	受理日	平成23年11月7日
申立人	資金需要者	終了日	平成24年2月24日
相手方	貸金業者	聴聞回数	3回
紛争の概要	<p>申立人は、相手方発行のカードを利用してキャッシングを続けてきたが、ある時、相手方より会員番号の異なる新たなカードが送られてきたため、カードの更新と考えて旧カードを廃棄した上、新カードを使用していたが、その後、相手方から取り寄せた取引履歴に、身に覚えのない取引がいくつか見られた。これは新カードが送られてきたことと関係があり、相手方の職員が申立人名義のカードを偽造して行った不正行為の結果である、と主張して、これらの取引を除外した正しい内容の帳簿の開示、及び、身に覚えのない取引がなかったものとして取引履歴を計算し直すこと、申立人の支払い超過となっているとして、その返還を求めた。これに対し、相手方は申立人の主張事実を全面的に争い、当事者同士では解決を図ることができなかった。</p>		
紛争解決の状況	<p>【取下げ】</p> <p>当事者間の事実関係の認識に大きな隔たりがあり、また申立人が紛争解決委員の求める資料を提出しなかったため、紛争解決手続による事案の解決が困難となった。結局、申立人が本件申立を取り下げた。</p>		

	融資関係	過払金	契約内容	帳簿の開示	その他	合計
22年度未済	1	1	0	0	0	2
23年度新受	1	1	3	1	1	7
合計	2	2	3	1	1	9